

他の行政分野における行政計画の評価事例

以下では、スポーツ基本計画と同様に「省庁横断的」、「実施主体が多様」という特性を有し、成果に係る評価指標・目標値を設定して評価を実施している行政計画（知的財産推進計画、観光立国推進基本計画、環境基本計画、IT 新改革戦略）を参考例として取り上げ、その評価の実施状況等について整理している。

1 知的財産推進計画 2012¹

(1) 概要

知的財産基本法第 23 条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画で、「知的財産推進計画 2012」は、2012 年 5 月 29 日に策定された。

知的財産基本法第 23 条第 3 項、5 項、6 項において、「具体的な目標」「達成状況」など、評価指標を用いた業績達成度評価の実施が想定されている。

「知的財産推進計画 2012」では、その策定の背景・目的に関して、「本部長である総理のリーダーシップの下、グローバル・ネットワーク時代に日本が堂々と歩を進められるよう、国際競争力強化に資するため」と説明されている。

<知的財産基本法>

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

¹ 最新版は「知財推進計画 2013」だが、評価の参考事例とするため、調査実施時点で評価を実施済みの最新版であった「知財推進計画 2012」を取上げた。

- 4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

資料) 官邸ウェブサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/hourei/021204kihon.html>)

(2) 計画・施策体系・指標

「知的財産推進計画 2012」の構成は以下の通りである。

表 2-1 「知的財産推進計画 2012」の構成

- | |
|---|
| <p>I 情勢変化と知的財産戦略の新たな挑戦</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローバル・ネットワーク時代の世界の潮流と日本 2. 知的財産戦略本部のこれまでの取組 3. 新時代に立ち向かう知的財産戦略の新たな挑戦 <p>II 国際競争力強化に資する2つの知的財産総合戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知財イノベーション総合戦略 2. 日本を元気にするコンテンツ総合戦略 <p>III 戦略実施の工程表 (附表)</p> |
|---|

資料) 知的財産戦略本部 (2012年) 「知的財産推進計画 2012」 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>)

図 2-1 「知的財産推進計画 2012」の概要

「知的財産推進計画2012」の概要

I 知的財産戦略の新たな挑戦 <ul style="list-style-type: none">○ 「グローバル・ネットワーク時代」において、我が国の国際競争力を高めるための知的財産戦略が必要。○ 今後の10年を見据え、総合的かつ包括的な「知的財産推進計画2012」をとりまとめ、下記の2つの知的財産総合戦略を強力に推進。
II 国際競争力強化のための2つの知的財産総合戦略 <ul style="list-style-type: none">戦略1 知財イノベーション総合戦略戦略2 日本を元気にするコンテンツ総合戦略
◆ 主な内容 <p>上記2つの知的財産総合戦略の他、主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 最近の知的財産戦略の8大成果○ 知的財産推進計画2011の実施状況○ 戦略実施の工程表○ クールジャパン関係施策一覧

資料) 知的財産戦略本部 (2012年) 「「知的財産推進計画 2012」の概要」 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012_gaiyou.pdf)

上記のうち、「II 国際競争力強化に資する2つの知的財産総合戦略」の項目で、目標指標や施策について書かれており、「計画」としての実質的内容を備えている。

例えば、「II-1. 知財イノベーション総合戦略」の構成は以下のようになっている。

まず、「成果イメージ」として、2020年段階での定量または定性的最終アウトカム目標が記載されている。この最終アウトカムは、知的財産の枠組みにとらわれず、我が国経済社会にもたらされる成果が記述されている。かなり高次の目標といえる。

次に、「目標指標」として、2020年段階での中間アウトカム目標が記載されている。目標指標は、知的財産に関連するアウトカム指標で、概ね、定量的な表現となっている。

「II-1. 知財イノベーション総合戦略」以下は3段階(1. レベル→①レベル→(イ)レベル)に階層化されており、具体的な「施策」は最下層の(イ)レベルに設定されている。

全体をまとめると、次のように整理できると考えられる。即ち、知的財産推進計画 2012 の評価体系は、上位のアウトカムと、下位の個別の取組(「施策」)の2段階で構成されている。上位には、2020年に実現されるべきアウトカムが、5つの「成果イメージ」と6つの「目標指標」として挙げられている。他方、下位の個別の取組は、計390の「施策」について、担当省庁と概要が整理されている。上位のアウトカムと下位の「施策」の対応関係は明確化されていない。(知的財産推進計画の構成では、上位のアウトカムと「施策」の中間に、「施策」を束ねる分類項目が2段階設定されているが、それを「中間アウトカム」として評価対象にしてはいない。)

表 2-2 「知的財産推進計画 2012」の「成果イメージ」と「目標指標」

1. 知財イノベーション総合戦略

【成果イメージ】(2020 年)

- 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出する。*
- 技術輸出額：約 2 兆円 (2010 年度) → 約 3 兆円 *
- グローバルに活躍するニッチトップ事業を多数輩出する。*
- 中小企業による輸出額：約 10 兆円 (2010 年) → 約 14 兆円 *
- 研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、産業競争力を強化しつつ国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得する。*

(*は「知的財産推進計画 2010」で設定したもの。以下、同様。)

【目標指標】(2020 年)

- 国際特許出願において、我が国が国際調査を管轄する国を、アジア地域を中心として拡大する。
- 海外事業展開に対応してグローバルな特許を低コストかつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。*
 - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
 - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ (PPH) 利用可能率を高める。(約 70% (2010 年) →約 87% (2011 年) →90%)
- 中小・ベンチャー企業における特許制度利用者の裾野を拡げる。
(新たに特許出願をした中小・ベンチャー企業数 (累計) : 約 3 万社)
- 中小・ベンチャー企業による海外出願件数を増やす。(約 0.8 万件 (2011 年) →1.2 万件以上) *
- 国際標準化戦略内のロードマップに示されたアクションプランを着実に履行し、各特定戦略分野の産業競争力を強化する。
- 国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。(74 件 (2010 年) →90 件 (2012 年) →150 件) *

① グローバル時代の知財システムを追求する。

(イ) 国際的な知財システムの強化

【施策例】… (略) ※

(ロ) 我が国の知財システムの競争力の向上

【施策例】… (略) ※

資料) 知的財産戦略本部 (2012 年) 「知的財産推進計画 2012」の概要」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikekaku2012.pdf>)

また、「Ⅲ 戦略実施の工程表」では、各施策の工程表が比較的詳細に整理され、進捗管理が可能な構成となっている。工程表では、各年度に実施すべき事項が明確化されている。

表 2-3 戦略実施の工程表（抜粋）

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	
10	途上国及び新興国の知的財産環境整備	グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	・途上国、新興国知財庁の幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 ・途上国、新興国知財庁の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				
				・研修生の受入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国の人財育成を実施。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。		左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			
			警察庁	各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産権環境整備のための人財育成・支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				
			法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。					
			外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の創進・保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行に資するため、人財育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				
			財務省	・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界知産権機構(WIPO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施。 ・WCO主催の知財専門教育ワークショップを5月に、アジア大洋州地域セミナーを秋にそれぞれ日本で開催予定。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				
			文科科学省	世界的所有権機関(WIPO)と協働し、シンポジウムや研修プログラムを実施。 侵害発生国の取り締まり機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するとともに、2012年から新規事業として侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法担当官などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。					途上国及び新興国のニーズや整備状況を踏まえ、継続的に事業を実施。
農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度に関する人財育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。							

資料) 知的財産戦略本部(2012年)「知的財産推進計画2012」の概要 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sing/i/iteki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>)

知的財産推進計画2012では、上位レベルでは、2020年をターゲットとする「成果イメージ」(アウトカム、計5)及び同じく2020年をターゲットとする「目標指標」(アウトカム、計6)が記載され、そのうち6つに定量的な評価指標と目標値が設定されている。下位レベルの「施策」は、基本的に全てアウトプットの記載であり、その通りに実施できたかどうかをチェックする仕組みとなっている。

(3) 評価手法

知的財産推進計画では、上位レベルのアウトカム目標の達成年度は2020年に設定されている。知的財産推進計画2010、2011、2012、2013で中間評価は実施されていない。毎年度実施される評価として、例えば知的財産推進計画2012では、「戦略実施の工程表」において2012年度中に実施することとしていた具体的取組について、担当省庁の自己評価結果を整理し、とりまとめて公表している(知的財産基本法第23条第5項に基づく)。即ち、毎年度の評価は、基本的にアウトプットベースで実施されている。また、各種施策の実施状

況の検証・評価を行い、その実効性を確保するために必要な措置を検討するため、検証・評価・企画委員会を開催し、評価及び評価結果の企画への反映について検討がなされる体制を整備している。

2 観光立国推進基本計画

(1) 概要

観光立国推進基本法第10条に基づき2012年3月30日に閣議決定された5年間(2012年度から2016年度)の計画である。

その策定目的については、政府が「観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」(同第10条)と規定されている。

観光立国推進基本法第10条第2項第2号では、観光立国の実現に関する目標を観光立国推進基本計画で定めるべきことが規定されている。

<観光立国推進基本法>

第二章 観光立国推進基本計画

(観光立国推進基本計画の策定等)

第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立国の実現に関する目標

三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、観光立国推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光立国推進基本計画の変更について準用する。

(観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。

資料) 法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H18/H18HO117.html>)

図 2-2 観光立国推進基本法の概要

観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

<p>題 名</p> <p>観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。</p>	<p>関係者の責務等</p> <p>①国の責務 観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。</p> <p>②地方公共団体の責務 地域の特性を活かした施策を策定し実施。また、広域的な連携協力を図る。</p> <p>③住民の責務 観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う</p> <p>④観光事業者の責務 観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。</p>
<p>前 文</p> <p>少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。</p>	<p>「観光立国推進基本計画」の作成</p> <p>①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針</p> <p>②観光立国の実現に関する目標</p> <p>③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>④その他、必要な事項を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。 (国土交通大臣がとりまとめを担当)</p>
<p>目 的</p> <p>観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること</p>	
<p>基 本 理 念</p> <p>観光立国の実現を進める上での</p> <p>①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性</p> <p>②国民の観光旅行の促進の重要性</p> <p>③国際的視点に立つことの重要性</p> <p>④関係者相互の連携の確保の必要性を規定</p>	

資料) 観光庁「観光立国推進基本法の概要」(2010年) <http://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonhou.html>

(2) 計画・施策体系・指標

観光立国推進基本計画の「第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」は、上記に記載される目標を達成するために必要な施策について書かれており、「計画」としての内容を備えている。

「第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」は以下の構成となっている。

表 2-4 観光立国推進基本計画 「第3」部分の構成


<p>第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策</p> <p>2-1 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり（観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等）</p> <p>(1) 観光地域のブランド化</p> <p>(2) 外客受入環境の充実</p> <p>(3) 大都市における観光の推進</p>
--

- (4) 複数地域間の広域連携
- (5) 新たな観光地域づくりのモデルとなる先進的取組
- (6) 観光産業の参画
- (7) 観光分野における人材の育成
- (8) 関係省庁をはじめとする関係者間の連携
- 2-2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施
 - (1) プロモーションの高度化
 - (2) 観光産業の参画
 - (3) 関係省庁をはじめとする関係者間の連携
- 2-3 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化
 - (1) MICEマーケティング戦略の高度化
 - (2) MICE産業の競争力強化
 - (3) MICEに関する受入環境の整備
- 2-4 休暇改革の推進
 - (1) 休暇を取得しやすい職場環境の整備
 - (2) 小・中学校の休業の多様化と柔軟化
 - (3) 休暇取得の分散化
- 3. 政府全体により講ずべき施策
- 3-1 基本的考え方
- 3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
 - (一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
 - (二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成
 - (三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備
- 3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
 - (一) 観光産業の国際競争力の強化
 - (二) 観光の振興に寄与する人材の育成
- 3-4 国際観光の振興
 - (一) 外国人観光旅客の来訪の促進
 - (二) 国際相互交流の促進
- 3-5 観光旅行の促進のための環境の整備
 - (一) 観光旅行の容易化及び円滑化
 - (二) 観光旅行者に対する接遇の向上
 - (三) 観光旅行者の利便の増進
 - (四) 観光旅行の安全の確保
 - (五) 新たな観光旅行の分野の開拓
 - (六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全

(七) 観光に関する統計の整備

資料閣議決定（2012年3月30日）「観光立国推進基本計画」（<https://www.mlit.go.jp/common/000208713.pdf>）

図 2-3 新たな観光立国推進基本計画の特徴



新たな観光立国推進基本計画の特徴

○基本計画の見直しの方向性

観光は、国の成長戦略の柱の一つであり、長らく経済が低迷し地域が疲弊する中、人口減少・少子高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取込むとともに、地域経済の活性化・雇用機会の増大等を図る。

＜観光を取り巻く状況＞

- ・諸外国との誘致競争の激化
- ・マクロ経済・外交関係等の外的要因による訪日外国人旅行者減少のリスクの存在
- ・新規訪日旅行者のみならずリピーターを獲得する必要性
- ・旅行の相対的魅力の低下等による国内旅行のゼロ回層の増加等

観光の裾野の拡大と観光の質の向上が必要

- ・東南アジア等、富裕層・中間層等急速な拡大が見込まれる市場の旅行者の獲得
- ・ゴールデンルート以外の目的地の開拓・情報発信
- ・観光地域や旅行サービスの質の向上
- ・観光旅行者の滞在日数や消費額の増加等

○観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

東日本大震災を踏まえ、「震災からの復興」を柱の一つに掲載。

① 震災からの復興 ② 国民経済の発展 ③ 国際相互理解の増進 ④ 国民生活の安定向上

○観光立国の実現に関する目標

観光地域や旅行サービスの質の向上を図るため、基本的な目標に**満足度の指標（訪日外国人旅行者の満足度、観光地域の旅行者満足度）を追加**。
 ・新たに、基本目標の下に「参考指標」掲載。（訪日外国人旅行消費額、雇用効果、地方の国内旅行消費額等）

① 国内における旅行消費額 ② 訪日外国人旅行者数 ③ 訪日外国人旅行者の満足度 ④ 国際会議の開催件数
 ⑤ 日本人の海外旅行者数 ⑥ 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数 ⑦ 観光地域の旅行者満足度

○観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

観光は、良好な景観の形成、街並み整備等による地域の魅力向上、交通ネットワーク整備等による人の交流の拡大、文化財や農山漁村等の多様な観光資源の活用による旅行の魅力の向上など、多様な関係者による広範な施策により支えられるものであり、関係省庁間や多様な関係者間で連携を強化しつつ、取組むことが重要。具体的な施策として、**観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策（4項目）**及び政府全体により講ずべき施策を提示。

① 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり（観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等）
 ② オールジャパンによる訪日プロモーションの実施 ③ 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化 ④ 休暇改革の推進

○観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

必要に応じ有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、目標の達成状況、施策の推進状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について翌年の施策に反映させるよう、働きかけを行う。

資料）観光庁（2012年）「新たな観光立国推進基本計画の特徴」（<http://www.mlit.go.jp/common/000206989.pdf>）

当初の観光立国推進基本計画（2007年6月閣議決定）では、観光立国を進める上で代表的かつ分かりやすい目標として、以下の5つの目標を掲げ、観光立国の実現に関する施策を推進してきた。

表 2-5 当初の観光立国推進基本計画から設定されている目標

目標	概要
国内における旅行消費額 2010年度までに30兆円 （2011年：約25.5兆円）	団塊の世代で、「老後の生活設計」、「自分の健康」等の悩みや不安を感じている人の割合が増加傾向にあり、消費意欲が盛り上がりにくくなっていること等から当該世代の退職に伴う余暇活動が想定ほど伸びなかった。このほか、年次有給休暇取得率が48.1%（2010年）と微増にとどまったことや、消費者物価指数も想定ほど上昇していないことも一因と考えられる。また、訪日外国人による消費に関しても、2008年のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、2010

	年の尖閣諸島沖中国漁船衝突事故に伴う中国人訪日旅行者数の減少や円高等による旅行受取額の減少等により、消費額が伸びなかった。
訪日外国人旅行者 2010年までに1,000万人 (2010年実績:約861万人、2011年推計:約622万人)	ビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した2003年以降、着実に訪日外国人旅行者数は増加し、2007年には835万人に達したが、2008年のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、2009年の新型インフルエンザ流行の影響等により、2009年に679万人へ落ち込んだ。その後、訪日外国人旅行者数は急速な回復を見せ、2010年は、尖閣諸島中国漁船衝突事故に伴う中国人訪日旅行者数の減少等があったものの、過去最高の861万人を記録した。しかしながら、2010年までに1,000万人との目標達成には至らなかった。2011年は、3月の東日本大震災の影響等により622万人となり、再び大きく落ち込んだ。
国際会議の開催件数 2011年までに5割以上増 (252件)(2010年実績: 309件)	目標設定以降、着実に国際会議の開催数は拡大しており、UIAの旧基準で168件(2005年)から309件(2010年)と開催件数で5割増(252件)という目標を達成した。また、UIAの新基準での開催件数は741件(2010年)となり、アジアの首位も獲得したところである。増加の主な要因は、アジア地域の堅調な経済成長に伴いアジア域内の学会の成長等を通じて域内国際会議が増加していること、国内会議の国際化の動きなどが挙げられる。特に、2010年はAPEC、COP10の関連会議が多数開催されるなどの特殊要因もあり、大きな伸びとなった。
日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数 2010年度までに年間4泊 (2010年実績:2.12泊)	日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数は、世界的な金融危機による景気低迷の影響や趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下により、減少傾向にある。団塊の世代の退職に伴う余暇活動が想定ほど伸びなかったことや、年次有給休暇取得率が微増にとどまったことも一因と考えられる。
日本人の海外旅行者数 2010年までに2,000万人 (2010年実績:約1,664万人、2011年推計:約1,699万人)	出国日本人数は、世界的な金融危機が起きた2008年は1,599万人、新型インフルエンザ流行の影響があった2009年は1,545万人となっており、前基本計画を策定した2007年の1,730万人より減少した。しかしながら、2010年は4年ぶりに回復して1,664万人、さらに2011年は1,699万人となった。これは世界的な金融危機以降の円高傾向で、旅行需要

が支えられた側面もあると考えられる。

資料) 閣議決定(2012年3月30日)「観光立国推進基本計画」(<https://www.mlit.go.jp/common/000208713.pdf>)

上記の5つの目標に加えて、現行の観光立国推進基本計画では、「観光地域や旅行サービスの質の向上を図るため、基本的な目標に満足度の指標(訪日外国人旅行者の満足度及び観光地域の旅行者満足度)を追加」した。また、「参考指標」として、基本的な目標の達成に資する重要な構成要素に係る指標(若年層に係る指標等)や基本的な目標の中に含まれる重要な視点に係る指標(雇用効果、地方の活性化に係る指標等)を掲げ、基本的な目標の達成状況の確認に活用することとした。

これらの目標はいずれも、目標の期限を2016年に設定している。

ただし、計画全体に関わるこれら7つのアウトカム目標と計画中の施策との対応関係に係る記述はない。

表 2-6 観光立国の実現に関する目標

観光立国の実現に関する目標		
目標の分類	観光立国の実現に関する目標	観光立国の実現に係る参考指標
観光による国内消費の拡大	1. 国内における旅行消費額 〔平成21年(2009年): 25.5兆円〕 平成28年(2016年)までに30兆円	(1) 国内宿泊旅行消費額 平成28年(2016年)までに18兆円 国内日帰り旅行消費額 平成28年(2016年)までに6.5兆円 訪日外国人旅行消費額 平成28年(2016年)までに3兆円 (2) 観光の雇用効果 平成28年(2016年)までに539万人相当
	2. 訪日外国人旅行者数 〔平成22年(2010年)実績: 861万人〕 〔平成23年(2011年)推計: 622万人〕 平成28年(2016年)までに1,800万人	(1) 訪日外国人のゴールデンルート以外の地域における延べ宿泊者数 平成28年(2016年)までに2,400万人程度 (2) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数 平成28年(2016年)までに1,000万人程度
国際観光の拡大・充実	3. 訪日外国人の満足度 〔平成23年(2011年): 大変満足43.6%、必ず再訪したい58.4%〕 大変満足45%程度、必ず再訪したい60%程度	
	4. 国際会議の開催件数〔平成22年(2010年): 741件〕 平成28年までに5割以上増、アジア最大の開催国	(1) 国際会議、展示会、研修等参加の訪日外国人参加者数 平成28年(2016年)までに170万人
	5. 日本人の海外旅行者数 〔平成23年(2011年)推計: 1,699万人〕 2,000万人	(1) 若年層の日本人海外旅行者数 平成28年(2016年)までに300万人
国内観光の拡大・充実	6. 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数 〔平成22年(2010年): 2.12泊〕 (2.5泊)	(1) 国内宿泊観光旅行を行わない国民割合 平成28年(2016年)までに40%程度 (そのうち、特に若年層の割合 40%) (2) 若年層の国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数 平成28年(2016年)までに年間平均3泊
	7. 国内観光地域の旅行者満足度〔実績値なし〕 (大変満足・必ず再訪したい25%程度)	(3) 三大都市圏以外の地方を主目的地とする国内旅行消費額 平成28年(2016年)までに年間12兆円

-2-

資料) 観光庁(2012年)「新たな観光立国推進基本計画の特徴」(http://www.mlit.go.jp/common/00020698_9.pdf)

(3) 評価手法

目標の期限を2016年に設定しているが、上図表の「1. 国内における旅行消費額」や「2. 訪日外国人旅行者数」のように、一部の「観光立国の実現に関する指標」について単年度のモニタリングを実施している。

3 環境基本計画

(1) 概要

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、2012年4月27日に閣議決定された計画で、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである。

その策定目的については、政府が「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」（同第15条）と規定されている。

現行の計画は「第四次環境基本計画」である。

<環境基本法>

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

資料) 法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO091.html>)

(2) 計画・施策体系・指標

計画は下記の構成となっている。

このうち、「第2部 今後の環境政策の具体的な展開」の項目で、目標を達成するために必要な施策について書かれており、「計画」としての内容を備えている。

表 2-7 環境基本計画の構成

第1部 環境の状況と環境政策の展開の方向

第1章 環境の状況及び環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿

第1節 環境と社会経済の状況

第2節 今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿

第2章 今後の環境政策の展開の方向

第3章 環境政策の原則・手法

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

第2節 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

第3節 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

第4節 地球温暖化に関する取組

第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

第7節 水環境保全に関する取組

第8節 大気環境保全に関する取組

第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

第2章 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

第3章 放射性物質による環境汚染からの回復等

第4章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

第2節 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

第3部 計画の効果的实施

第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化

第2節 財政措置等

第3節 各種計画との連携

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

第5節 計画の弾力的対応と見直し

資料) 閣議決定(2012年4月27日)「環境基本計画」(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4/attach/ca_app.pdf)

環境基本計画では、「今後の環境政策の具体的な展開」が、2段階で整理されており、最下位の項目に個別の取組(「施策」)が記載されている。最下位の項目では、取組状況と課題を整理したうえで、「中長期的な目標」を整理し、対応する施策群の基本的な考え方、各主体の役割、重点的取組事項が整理されている。「中長期的な目標」は必ずしも、具体的な数値目標を掲げている訳ではない。最下位の項目(一定の施策群)ごとに、各主体(国、地方公共団体、企業・消費者・投資家等、NPO、研究者等)の役割を記述し、連携してアウトカムを導出することが想定されている。計画全体に関わるアウトカム目標(環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標(総合的環境指標))が設定されているが、それらのアウトカム目標と計画内容の対応関係についての記述はない。

環境基本計画では、その進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（「総合的環境指標」）を活用することとなっている。

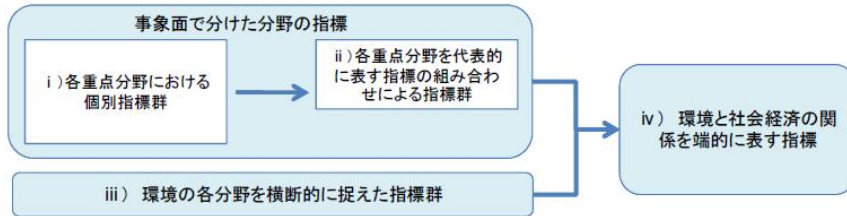
「総合的環境指標」は機能別にいくつかの類型に分かれている。「i）事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として指標群として用いるとともに、ii）事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用する。また、環境問題の幅広い視点からの理解に資するものとして、iii）環境の各分野を横断的に捉えた指標群も併せて活用する。さらに、iv）環境と社会経済の関係を端的に表した指標として、①環境効率性を示す指標、②資源生産性を示す指標、③環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を参考として補助的に用いる」ことが想定されている。なお、④環境に対する満足度を示す指標については、「今後、具体化に向けた検討を行うこととする」と計画中に記載されている。

なお、計画中には、指標の見直し・改善等について、「指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行う。さらに、持続可能な社会に係る指標の開発を行うため、複数分野を横断的に測り端的に環境の状況を把握するための指標や、従来のGDPなどの経済的指標では測ることができない発展的な指標等について必要な検討とデータの整備を進める」と述べられている。

図 2-4 環境基本計画の総合的環境指標のタイプ等

1. 総合的環境指標について

指標タイプ	説明	
事象面で分けた分野	i) 各重点分野における個別指標群	事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として用いた指標群。 詳細な情報を基にした個別施策の点検への活用資する。
	ii) 各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群	事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として用いた指標群の中から、各分野を代表的に表す指標を選び、組み合わせた指標群。 各分野の状況に対する理解の容易さを重視し、各分野の簡潔な状況把握に資する。
iii) 環境の各分野を横断的に捉えた指標群	環境の各分野だけでなく社会経済との関係も含めた分野横断的な事象を測るための指標群。 環境問題の幅広い視点からの理解に資する。	
iv) 環境と社会経済の関係を端的に表す指標	計画全体としての傾向把握について、メッセージ性の強さを重視した指標。 計画全体の進捗状況についての容易な把握に資する。	



2

資料) 環境庁 (2012 年) 「第四次環境基本計画における総合的環境指標について」 (<https://www.env.go.jp/coord/02policy/y020-66/mat02.pdf>)

表 2-8 環境基本計画における「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」

1. 総合的環境指標について

iv) 環境と社会経済の関係を端的に表す指標

指標	内容
① 環境効率性を示す指標	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷と経済成長の分離の度合いを測るためのデカップリング指標 二酸化炭素の排出量が他の分野の状況も、何らかの形で反映されているとみることができることから、当面は、「二酸化炭素排出量÷GDP」を使用する。 ただし、必ずしも総量削減を意味しないこと、各国の条件に差があることなどから、国際的には、このような指標として、生産量ベースでの比較など様々な手法が提案されていること等の留意点がある。 また、他の環境負荷(大気環境、化学物質、など)の環境効率性に関しても補助指標として検討する。
② 資源生産性を示す指標	<ul style="list-style-type: none"> 投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標 天然資源等投入量は、資源だけでなく、資源採取に伴う環境負荷や廃棄物等も表わすことができ、複数の分野に対応しうる総合性の高い指標であることから、当面は、「GDP÷天然資源等投入量」を使用する。なお、本指標は環境負荷と経済成長の分離の度合いを測るためのデカップリング指標でもある。 循環基本計画において、既に数値目標が設定されており、毎年度算定が実施されている。 ただし、少量だが有害な物質や希少金属が埋没する等の留意点がある。 また、国内の消費に伴う国外における環境負荷を把握することができる消費ベース(フットプリントベース)の資源生産性についても補助指標として検討する。
③ 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標	<ul style="list-style-type: none"> 環境容量を示す指標 エコロジカル・フットプリントは、地球上の有限な土地の面積に着目して持続可能な水準の超過を訴える概念が直感的分りやすさに優れ、「環境容量の占有量」として数値を解釈することができることから、当面は、「環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標」を使用する。 WWF(世界自然保護基金)の定期的なレポートなどによって国際比較を行った結果が発表されている。 ただし、エコロジカル・フットプリントはすべての環境問題や資源を対象としているわけではない等の留意点がある。 また、環境容量を直接的に示すことができる指標(例えば、地球温暖化、生物多様性、物質循環、環境保全などの複数の分野に対応した「管理された森林面積」)を補助指標として検討する。
④ 環境に対する満足度を示す指標	<ul style="list-style-type: none"> 生活の質の環境的側面を示す指標 生活の質の環境的側面を示す指標として、快適性や安全性を測る指標が考えられるが、現時点では適当な指標がないことから、「環境に対する満足度を示す指標」について検討する。 例えば、環境基準(例:騒音)を達成している地域に住む人口、などが考えられる。

8

資料) 環境庁 (2012 年) 「第四次環境基本計画における総合的環境指標について」 (<https://www.env.go.jp/coord/02policy/y020-66/mat02.pdf>)

(3) 評価手法

「環境基本計画の着実な実行を確保するため」、毎年、中央環境審議会は、「国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する」こととされている。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施されることとなっている。関係府省の点検が、施策の環境改善効果に関する分析、評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府として、「適切な点検手法の開発を図る」ことが環境基本計画に書かれている。

中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して行うものとされている年次報告などに反映するとともに、環境保全経費の見積り方針の調整に反映することとされている。

「国は、環境基本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握し、評価し、自ら政策の企画立案等に活用するほか、環境への取組を進める他の主体に対し環境白書をはじめ様々な手段を通じて情報を適切に提供するため、そのための体制の整備を含め、環境情報の体系的な収集、蓄積、利用を進める」ことが環境基本計画において述べられている。

4 IT 新改革戦略

(1) 概要

IT 新改革戦略は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第 36 条に基づき、基本理念及び施策の基本方針に沿って、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、「IT 戦略本部」とする）により作成された、政府によって迅速に講ぜられるべき施策を定めた重点計画である。

IT 新改革戦略では、その策定の背景・目的に関して、「国内でのそうした姿（※注：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分留意しつつ実現すること、並びに、それによって世界最高のインフラ・潜在的な活用能力・技術環境を有する最先端 IT 国家であり続けること、を指す）の実現をめざして、そして世界の IT 革命を先導するフロントランナーとして、アジアを中心とする共存共栄の国際社会づくりに貢献していくため」と説明されている。

<高度情報通信ネットワーク社会形成基本法>

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

第三十六条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に

<p>実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策</p> <p>三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策</p> <p>四 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策</p> <p>五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策</p> <p>六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策</p> <p>七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項</p> <p>3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>4 本部は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>5 本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。</p>
--

資料) 法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO144.html>)

(2) 計画・施策体系・指標

IT 新改革戦略は下記の構成となっている。

このうち、「II 今後の IT 政策の重点」の項目で、目標を達成するために必要な施策について書かれており、「計画」としての内容を備えている。

表 2-9 IT 新改革戦略の構成

<p>はじめに</p> <p>I 基本理念</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 理念</p> <p>3. めざすべき将来の社会</p> <p>4. 推進体制</p> <p>(1) IT 戦略本部の役割</p> <p>(2) 評価体制のあり方</p>

(3) 重点計画の位置付け

(4) 他の会議等との連携

II 今後の IT 政策の重点

1. IT の構造改革力の追求

(1) 21 世紀に克服すべき社会的課題への対応

- IT による医療の構造改革
- IT を駆使した環境配慮型社会

(2) 安全・安心な社会の実現

- 世界に誇れる安全で安心な社会
- 世界一安全な道路交通社会

(3) 21 世紀型社会経済活動

- 世界一便利で効率的な電子行政
- IT 経営の確立による企業の競争力強化
- 生涯を通じた豊かな生活

2. IT 基盤の整備

(1) デジタル・ディバイドのない IT 社会の実現

- ユニバーサルデザイン化された IT 社会
- 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備

(2) 安心して IT を使える環境の整備

- 世界一安心できる IT 社会

(3) 人材育成・教育

- 次世代を見据えた人的基盤づくり
- 世界に通用する高度 IT 人材の育成

(4) 研究開発

- 次世代の IT 社会の基盤となる研究開発の推進

3. 世界への発信

- 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上
- 課題解決モデルの提供による国際貢献

資料) IT 戦略本部 (2006 年)「IT 新改革戦略」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

「II 今後の IT 政策の重点」では、各「○」レベルの項目において、「現状と課題」、「目標」、「実現に向けた方策」、「評価指標」が整理されている。

「目標」は、達成すべき目標年度を定めているもの・いないもの、定量指標を設定しているもの・定性的に記述しているもの、アウトカムレベルの記述になっているもの・アウトプットレベルの記述になっているもの等、設定方法は多様である。

「実現に向けた方策」では、実施すべき年度と施策内容が記述されている。

「評価指標」は、すぐに測定可能と考えられるものがある一方で、当該指標の定義やデータ入手方法の検討が必要と考えられるものも存在している。

以下は、「ITによる医療の構造改革－レセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理－」項目の記載である。

表 2-10 「ITによる医療の構造改革
－レセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理－」項目の記載

ITによる医療の構造改革 －レセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理－	
現状と課題	<p>e-Japan 戦略Ⅱの策定以降、医療分野の情報化については先導的7分野の一つとして重点的に取り組んできたところであるが、情報化の状況は未だ低いレベルに止まっている。</p> <p>例えば、レセプトのほとんどは紙で処理されているため、医療保険事務の高コスト化を招くとともに、予防医療等へのレセプトデータの活用が十分になされていない。また、電子カルテについては、医療安全の確保や医療機関間の連携等に有効であるが、普及が進んでいない状況にある。そのため、個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ、導入コストの低減や奨励策の活用等により、情報化を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>今後更に国民医療費の急速な伸びが予想される中、疾病の予防、医療の質の向上と効率化、医療費の適正化を図ることが緊急の課題となっている。こうした課題の解決に向け、ITの構造改革力を最大限に発揮することが必要不可欠となっている。</p>
目標*	<ol style="list-style-type: none">遅くとも2011年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する。2010年度までに個人の健康情報を「生涯を通じて」活用できる基盤を作り、国民が自らの健康状態を把握し、健康の増進に努めることを支援する。遠隔医療を推進し、高度な医療を含め地域における医療水準の格差を解消するとともに、地上デジタルテレビ放送等を活用し、救急時の効果的な患者指導・相談への対応を実現する。導入目的を明確化した上で、電子カルテ等の医療情報システムの普及を推進し、医療の質の向上、医療安全の確保、医療機関間の連携等を飛躍的に促進する。医療・健康・介護・福祉分野全般にわたり有機的かつ効果的に情報化を推進する。

実現に向けた方策

(医科・歯科・調剤レセプトの完全オンライン化による事務経費の削減と予防医療への活用)

1. 医療機関・薬局と審査支払機関の間のレセプトの提出及び受領について、2006年度よりオンラインで行えるようにすることとし、遅くとも2011年度当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとする(大病院・薬局、中病院、小病院・診療所といった区分により2005年度中に期限を設定)。なお、医療機関・薬局及び審査支払機関が電子媒体又はオンラインで提供及び受領するレセプトは、全項目が分析可能なデータ形式によることとする。
2. 審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領について、2006年度より電子媒体又はオンラインで行えるようにすることとし、遅くとも2011年度当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとする。なお、審査支払機関及び保険者が電子媒体又はオンラインで提出及び受領するレセプトは、全項目が分析可能なデータ形式によることとする。
3. レセプトのオンラインでの提出及び受領を促進するための奨励策(医療機関に対する診療報酬上の評価等)を2006年度までに導入し、紙又は電子媒体での提出及び受領に対する抑制策(診療報酬の支払い期日の伸延等)を2011年度当初までに順次導入する。また、医療機関等におけるオンライン化に伴うシステム導入・改変が適正な価格で行われるよう今後販売される全てのレセプトコンピュータへの標準コードの標準搭載化を順次進め、2010年度までに完了する。
4. 2008年度当初までに、診療報酬体系を簡素かつ明確にし、コンピュータ処理及びレセプトデータの有効活用に適した電子的な診療報酬点数表を整備する。
5. レセプトデータの学術的(疫学的)利用のため、ナショナルデータベースの整備及び制度的対応等を2010年度までに実施する。

(個人が生涯を通じて健康情報を活用できる基盤づくり)

1. ～3. (略)

(医療におけるより効果的なコミュニケーションの実現)

1. ～2. (略)

(医療情報化インフラの整備)

1. ～7. (略)

(情報化推進体制の整備と情報化グランドデザインの策定)

1. (略)

評価指標

1. ①レセプトのオンライン化率、②医療機関・審査支払機関・保険者での事務経費削減額

2. 健診項目及び電子データ形式の標準化状況
3. 地上デジタルテレビ放送等を活用した受診前医療サービスの実施箇所数
4. ①統合系医療情報システムの普及率、②「(医療情報インフラの整備) 1.」に示される指標
5. ①医療・健康・介護・福祉分野全般にわたる統括的なIT政策推進体制の整備状況、
②医療・健康・介護・福祉分野全般にわたる情報化グランドデザインの策定状況

※【参考】上記では定量的な目標が設定されていないため、他の項目において定量的な目標を設定している例を以下に示す：

「ITを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティを向上させ、不法投棄による環境汚染を未然に防ぐ。このため、官民連携して、2010年度までに、電子タグ等の活用も推進しつつ、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト(産業廃棄物管理票)の80%(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。」

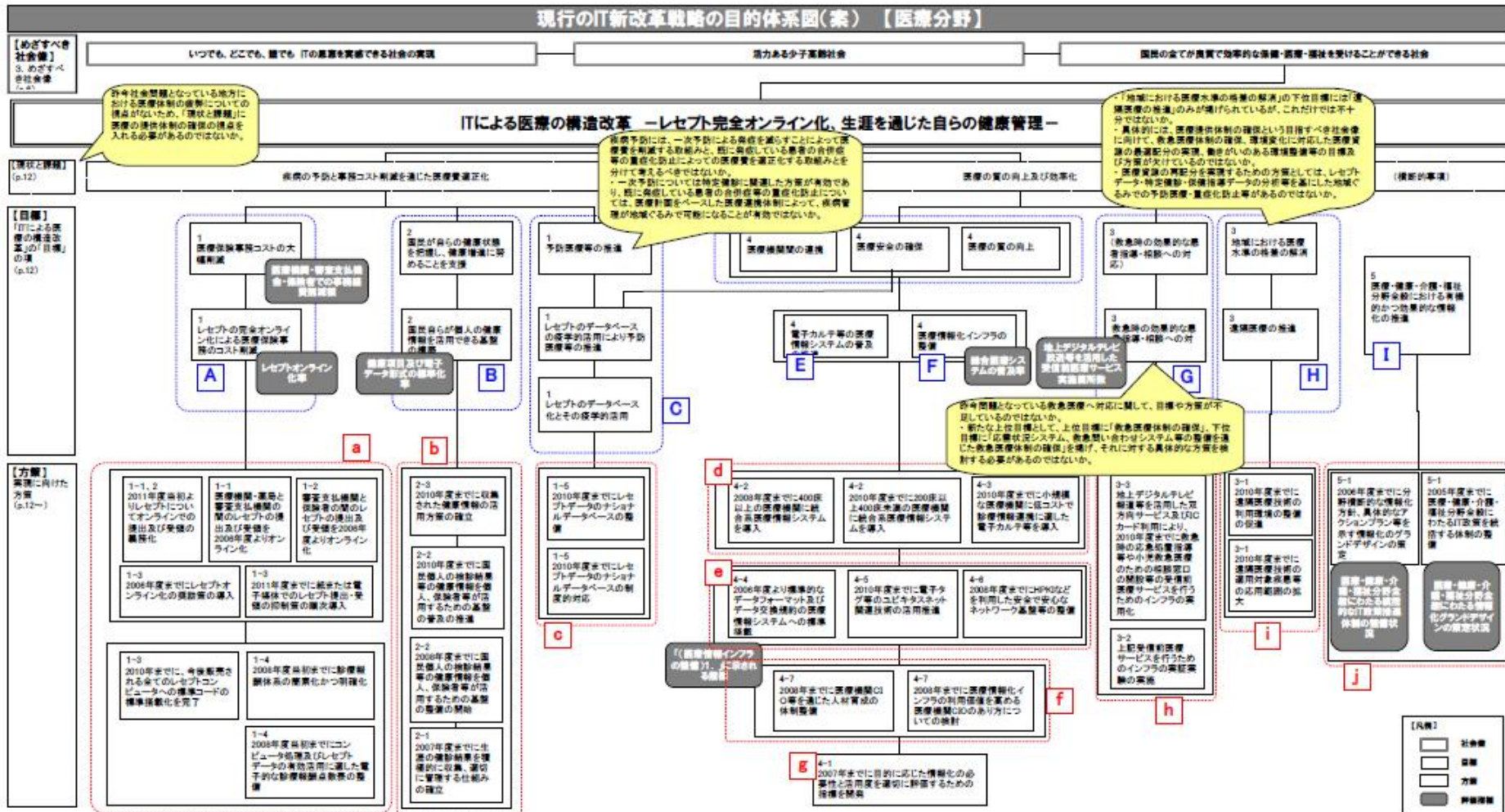
資料) IT戦略本部(2006年)「IT新改革戦略」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>)

IT新改革戦略評価専門調査会の2008年度報告書では、最下位の項目ごとに、ロジック・モデルが提示され、評価体系が分かりやすく整理されている。

図 2-5 IT 新改革戦略評価専門調査会 2008 年度報告書のロジック・モデル例

(2) 評価結果

1) IT 新改革戦略に掲げられた「目標」「方策」「評価指標」の対応関係の明確化



資料) IT 新改革戦略評価専門調査会 (2009 年)「2008 年度報告書」(<http://www.kantei.go.jp/singi/it2/ithyouka/houkoku/2008/honbun.pdf>)

(3) 評価手法

IT 新改革戦略については、「評価調査会」が組成され、2006～2008 年度にかけて毎年度、報告書が作成された。同報告書では、有識者による評価方法の検討、評価結果が項目別にまとめられている。また、評価結果を踏まえて、今後の改善策が詳細に検討されている。

評価手法・体制について、IT 新改革戦略には以下のように記述されている。

表 2-11 IT 新改革戦略における評価手法・体制に関連する記述

e-Japan 戦略Ⅱの策定に合わせて活動を開始した評価専門調査会は、成果目標を明確化した上で IT 投資の成果について厳格な評価を行うことにより、IT のもたらす果実を、広く国民に対し継続的にいきわたらせる機能を発揮した。また、評価専門調査会の検証に基づいて、IT 戦略本部が新たな政策の遂行を行うという PDCA サイクルが定着したことも、IT 戦略の取り組みの大きな成果である。

今後の5年間で IT による改革を完成させるためには、利用者の視点に立った具体的かつ明確な目標設定と、PDCA サイクルを確実に回すことによる中長期的な観点からの継続した取り組みが必要である。このためには、中立性と実効性を兼ね備え、かつ個別課題に対し継続的に深く関わり続ける評価体制の確立が必要になる。

このため、選定された重点政策課題について、評価専門調査会の下に課題毎の分科会を設置し、継続的な評価をより強力に推進するために必要となる適切な調査等が可能な体制等の確保を行う。分科会による評価結果は評価専門調査会を通じて IT 戦略本部に報告を行い、その報告に基づき、IT 戦略本部は当該課題にかかる施策等について担当大臣等から意見を聞いた上で、必要に応じて関連施策の見直し等を指示する。

資料) IT 戦略本部 (2006 年)「IT 新改革戦略」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>)